

ホイルローダー仕様書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課

(担当 神農、麻生 電話 075-222-3964)

総則

- (1) 契約希望者は、本市既存車両及び仕様書の内容を十分に確認・理解すること。契約後の異議申立ては認めない。
- (2) 車両の製作に当たっては、本市の収集及び整備作業が容易、簡便、確実かつ安全に行えるものであること。
- (3) 本件については、京都市公用車購入等に係る車種選定要綱の除外規定が適用されている。

第1条 この仕様書は、次に示す車両について適用する。

- (1) 年式
令和8年度以降
- (2) 形式
ホイルローダー
- (3) バケット容量及び刃先
1.5 m³ストックパイルバケット
- (4) 最大荷重
24kN 以上
- (5) 最大牽引力（前進時）
80kN 以上
- (6) 燃料
ディーゼル
- (7) 総排気量
5,000cc 以上
- (8) 定格出力
80kW 以上
- (9) タイヤ
シングル
- (10) その他

- ア パワーステアリング
- イ 4段トランスミッション
- ウ アンチスリップデフ

第2条 改造部分は、次のとおりとする。（詳細は別途指示）

- (1) 前輪タイヤはシングルタイヤとし、前後輪すべてにウレタンを注入すること。
- (2) バケットの刃先は、アスファルトとの摩擦に耐え得る必要十分な強度を有すること。
（詳細は別途指示）
- (3) 排気ガス浄化マフラーを取り付けること。
- (4) ダンピングクリアランスは 2,700mm 以上であること。
- (5) 乗降ステップに滑り止め対策を施すこと。
- (6) サスペンションシートを取り付けること。
- (7) 走行時に運転席から前輪タイヤを明確に確認できること。
- (8) 後部下がり鉄板及び前面ガラス（ワイパー付）を取り付けること。
- (9) 運転席両側の窓は開閉可能であること。
- (10) 防錆塗装を施すこと。

第3条 契約業者は、車両納入前後に次の書類、図面等を京都市に提出しなければならない。

- (1) 取扱説明書、修理説明書、部品カタログ 各 2 部
- (2) 写真（前後、左右） 2 組
- (3) その他、京都市が必要とする書類又は図面（車体全体図等）

第4条 塗装

- (1) 3 回以上塗布すること。3 色以内で彩色すること。（詳細別途指示）
- (2) ボディー中央に市章及び京都市環境政策局名を指定色で記入すること。（詳細別途指示）
- (3) エンジンフードに市章を指定色で記入すること。（詳細別途指示）
- (4) シャーシ下回りに防錆塗装（塩害ガード）を施すこと。

第5条 契約業者は、次の付属品及び工具等を備えて納車すること。

- (1) 取付け付属品
 - ア 消火器（自動車用 ABC 粉末検定品）及び非常用赤旗 1 本を取り付けること。
 - イ 音声によるバックホーンを取り付けること。
 - ウ バックミラーを左・右・運転席上に取り付け、及びアンダーミラー（大型）を取り付けること。
 - エ ヘッドランプ（2 基）及び後方作業灯（1 基）を取り付けること（各ハロゲンランプ

とする)。

オ インパネ・メーター類 (スピード、アワー、燃料計、エンジン水温計)

カ インパネ・モニター類 (エンジン油圧、充電、燃料残量、パーキングブレーキ、バッテリー残量)

キ グリスガンを取り付けること。

ク ルームライトを取り付けること。

ケ エアコンを取り付けること。

(2) 付属品

ア 非常用信号用具、発煙筒 2 本

イ 補修用塗料 4L

ウ 自動車用標準工具一式

第 6 条 納入時の点検整備等

(1) 納入時には、十分な点検整備を行っておくこと。

(2) 納車時には、燃料タンクは満量とすること。

第 7 条 納入場所及び納入期限

(1) 納入場所は、京都市埋立事業管理事務所とする。

(2) 納入期限は、令和 10 年 3 月 31 日までのうち、京都市が別途指定する日に行うこと。

(3) 車台回送費等に要する費用は、契約業者の負担とする。

第 8 条 保証及び責任

(1) 納車後 1 年以内に故障 (事故及び過失による損傷は除く) が生じた場合は、無償交換 (修理) 又は改造を行うこと。

(2) 製作上の欠陥による場合は、1 年以内に限らず使用期間中保証すること。

(3) 整備上の所要部品は納入後 10 年以上確保すること。

第 9 条 契約成立後、契約者は直ちに環境政策局施設管理課に連絡し、納入時期、架装、塗装等に関する事項の確認を行うこと。 また、本仕様書に疑義が生じた場合又は構造を変更する場合は、京都市の指示に従うこと。

参考

更新予定車

